

会 議 録

会議の名称	第7回白岡市介護保険等運営協議会
開催日	令和8年7月30日（木）
開催時間	午前10時30分 から 午前11時55分まで
開催場所	白岡市保健福祉総合センター（はびすしらおか）健診室1及び健診室2
会長の氏名	川崎 薫
出席者（出席委員） の氏名・出席者数	本澤 一路 伊藤 昌美 中村 由美子 奥谷 弘幸 川崎 薫 進藤 悟 木村 敏博 松村 房美 能登 京子 齋藤 一 小野 克己 喜多見 豊 小池 由紀子 13人
欠席者（欠席委員） の氏名・欠席者数	北村 秀和 1人
説明員の職・氏名	高齢介護課課長補佐 鬼久保 真士 高齢介護課主幹地域支援担当 鈴木 順子 高齢介護課主査介護認定給付担当 鬼久保 智子
事務局職員の 職・氏名	健康福祉部長 長倉 健太郎 高齢介護課長 岡村 清 高齢介護課課長補佐 鬼久保 真士 高齢介護課主幹地域支援担当 石川 剛 高齢介護課主幹地域支援担当 鈴木 順子 高齢介護課主査介護認定給付担当 鬼久保 智子 高齢介護課主任介護保険管理担当 伊藤 雅子
その他 会議出席者の 職・氏名	白岡市地域包括支援センターぽっかぽか 松ノ尾 崇弘、伊藤 絵里 白岡市地域包括支援センターウエルシアハウス 佐藤 麻衣子、中山 奈緒美 株式会社コーエイリサーチ&コンサルティング 浅田絵梨果
会議次第	1 開 会 2 あいさつ 3 議 題 (1) 白岡市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画の諮問について (2) 介護保険の運営状況について (3) 地域包括支援センターの令和8年度事業計画について (4) 居宅介護支援事業者の指定等について 4 そ の 他 5 閉 会
配布資料	・ 第7回白岡市介護保険等運営協議会 会議次第 ・ 資料1 白岡市の介護保険の運営状況について（令和7年度実績） ・ 資料2 令和8年度 白岡市地域包括支援センター事業計画 （日勝圏域：地域包括支援センターぽっかぽか） ・ 資料3 令和8年度 白岡市地域包括支援センター事業計画 （篠津・大山圏域：地域包括支援センターウエルシアハウス）

様式第3号（第10条関係）

	- 資料4 居宅介護支援事業者の指定等について - 第6回（前回）白岡市介護保険等運営協議会 会議録
議 事 の 経 過	
発言者	議題・発言内容・決定事項
課長	会議出席者に対し謝意を述べ、配布資料の確認をする。 1名の傍聴人に対する会長からの許可を報告し、傍聴人が入場する。 続いて、地域包括支援センターぽっかぽかより職員2名、地域包括支援センターウエルシアハウスより職員2名、実態調査及び計画策定業務を委託している業者を紹介する。 開会を宣し、市長より挨拶を願う。
市長	挨拶をする。
課長	会長より挨拶を願う。
会長	挨拶をする。
課長	委員の出席状況について、出席委員は13名で、白岡市介護保険条例第20条第2項の規定による委員の過半数に達しており、本日の会議成立を報告する。 続いて、議事進行について、介護保険条例第20条の規定により、会長に議長の職を行うよう願う。
会長	議長として議事の進行を宣する。
議長（会長）	(1) 白岡市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画の諮問について 本日の議題「(1) 白岡市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画の諮問について」の件を議題とすることを告げ、事務局に説明を求める。
課長	令和9年度から11年度を計画期間とする「白岡市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画」の策定にあたり、市から、白岡市介護保険等運営協議会に対し、「白岡市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画」について諮問を行う旨を宣し、会長及び市長に前方への移動を願う。
市長	白岡市介護保険条例第16条第1号の規定に基づき、「白岡市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画」について、白岡市介護保険等運営協議会の意見を求める。
議長（会長）	諮問を受け、計画について検討を進めていくことを述べる。
課長	市長の退席を告げる。 【市長退席】

議長（会長）	(2) 介護保険の運営状況について 次に、議題「(2) 介護保険の運営状況について」の件を議題とすることを告げ、事務局に説明を求める。
事務局	「資料1 白岡市の介護保険の運営状況について」に基づき説明をする。
議長（会長）	質疑がないか、委員に諮る。
A委員	資料1の5ページ「4 保険給付額」では、介護保険給付が約39億円との説明があり、7ページ「6 介護保険料の調定額と収納額」では、介護保険料の収納額が約10億円とのことである。差額の約29億円はどこから入ってきているのか。
事務局	介護保険給付の財源は、全体の50%が国、県、市からの公費である。残りの50%のうち、23%が65歳以上の方からの保険料であり、これが先ほどご指摘のあった7ページの約10億8千万円にあたる。残りの27%は、40歳から64歳までの現役世代の方々からの保険料となっている。このため、実際には、65歳以上の方々からの保険料のみではなく、公費が50%で、27%は現役世代の方々からの保険料で賄われている状況である。
A委員	それはきちんと資料に書くべきである。収支が合わないような表ではわからない。この場で審議をするのだから、事業計画として最初から書くべきである。国や県からの交付金があるのであれば、それも含めた上で、収支が揃った表を示した資料とするべきである。
課長	御指摘に感謝申し上げます。資料はできるだけわかりやすく、抜粋した形で作成したが、説明不足があったので、今後は、資料の作成と説明の仕方について、改善して参りたい。
A委員	毎年この記載方法で説明しているのだろうが、必ず直してほしい。これは商業簿記の基本である。（中略）日本自体が縮小している中で、国や県の財政も当然絞られてくると思う。それも踏まえた上で事業計画があるべきなのだから、払われた分をどんどん使ってしまったら、家計だったら崩壊してしまう。
課長	制度の在り方もあるので、どのように示すべきか、資料の作り方については検討して参りたい。
A委員	7ページ「6 介護保険料の調定額と収納額」において、特別徴収は年金からの天引きなので収納率が100%なのは理解できるが、普通徴収は個人事業主や外

事務局	国人居住者などが支払っていない人に該当するのではないかと推測する。私は国民健康保険の審議会の委員も務めたことがあるが、国民健康保険料についても、同様に支払わない人がいる。市からすると、1件の未払いの事案に対し、異なる2つの課で催促をしていることになっている。バラバラに催促するのではなく、まとめて催促しないと結局逃げどころになってしまうのではないかと。また、外国人の保険料の未払いについては、市において把握されているのか。 委員のおっしゃる通り、保険料を滞納される方は、税金など他の科目においても滞納される可能性が高いということで、他自治体では収納課や徴収課等、一元的に取り扱っている部署を設けているところもある。本市においても検討はしているが、一元的に管理する状況には至っておらず、各担当部署で収納している状況である。 また、収納が難しい介護保険料特有の要因もある。税金の支払いの時効は基本的に5年である一方、介護保険料は2年と税金よりも短くなっている。一方で、保険料を滞納すると、御本人に介護サービスが必要になった時に、窓口負担が通常より高くなるなどの給付制限を設けるという制度設計が組まれている。 滞納している高齢者には、かつて自営業であった方も含み、現在、実際に収入がない方が多いのが実情であり、現役世代からのお預かりの方法とは統一できていない。 もう一点、外国人についての対応状況についてだが、外国人だけを取り出して収納状況を集計するということは行っていないので回答はできない。御理解いただきたい。
A委員	通知の日本語が伝わらず、収納に至っていないというようなことがあるのではないかと。普通徴収の収納額は97.15%であり、3%弱が未収納である。8ページでは、前年と比較して収納額が増えて、未納額が減ったと書いてあるが、時効が2年ということは、未納額が溜まって2年経ったら債権を放棄しているということだと理解した。後々介護保険サービスを受ける際に、給付制限を行っているとのことだが、それで本当にバランスが取れているのか。 9ページに記載の約1,280万円が2年分の溜まった未収納額だと思うが、2年経ったら債権を放棄するので、徴収できないお金が全体の約1%ずっと溜まっていくことになる。予算の1%は使えない金額と同等である。市の職員が一生懸命手紙を書いて、訪問して、徴収しようとしているのは大変だと思う。市全体として、もっとしっかりと徴収することをやらないとだめだと思う。
課長	滞納額の過年度分についても、催告や訪問等によって回収に努めているが、滞納者の多くが高齢者で生活困窮の度合いが強いケースなので、臨宅等を通じて、生活再建の相談に重きを置いた対応を中心に行っている。一方で、委員のおっしゃる通り、収納の公平性の確保という観点からは、重要な課題だと認識している。他市の事例を研究するとともに、税の徴収部門とも情報共有を図りながら、どの

	ように対応していくべきか慎重に検討してまいりたいと思う。
議長（会長）	(3) 地域包括支援センターの令和8年度事業計画について 次に、議題「(3) 地域包括支援センターの令和8年度事業計画について」の件を議題とすることを告げ、事務局に説明を求める。
事務局	「資料2 令和8年度 白岡市地域包括支援センター事業計画（ぽっかぽか）」及び「資料3 令和8年度 白岡市地域包括支援センター事業計画（ウエルシアハウス）」に基づき説明をする。
議長（会長）	質疑がないか、委員に諮る。
A委員	資料2と3は、事業計画と書いてあるが、委託業者が市に提出した計画だと思う。特殊性は若干あるが、内容は2箇所ともだいたい同じだと思う。これは、業務委託会社が市に対して取り組む内容を書いた資料であるが、高齢介護課としての事業計画書はどこにあるのか。この2つの業者の作成した資料を1つにまとめて、この業者にはこの時期にこれをやってもらっているが、こっちの業者にはこれをやってもらっているといった表を作成しないと高齢介護課の資料にはならない。これは業者が市に対して提出している資料で、それを支援することをおかしいと思った方がいい。
事務局	委員のおっしゃる通り、市としての地域包括支援センターに対する計画はない。御意見を踏まえて、今後は市でまとめたものを提示できるように検討したいと思う。
A委員	検討するということはやらないこともあるということだと理解した。お役所言葉は好きではないので、やるかやらないか、次回の会議には提出するなどと言ってほしい。
課長	この場で地域包括支援センターに関する報告を行っているのは、本運営協議会が地域包括支援センターの運営協議会の機能も兼ねている組織であり、報告内容は市全体の課題にも通じるところがあるためである。 また、市の地域包括支援センターの事業計画は、大元は第9期計画に基づいて進めている。その詳細となると、予算書等を示すことになるかと思うが、当課のみでも200ページ程度の分量になるので、抜粋して報告している。基本的には今の計画は第9期計画である。
A委員	事業者の事業計画の説明はよくできていたと思う。現場では苦労されていることはよくわかるが、市として業務計画を外部に出す時に、業者が作成したものを出すのか。これも市議会に出すのか。これが今までの慣例だったことが不思議に

課長	思える。 繰り返しになるが、本協議会は、地域包括支援センターの運営協議会も兼ねているので、詳しい資料をこの場で示しているところである。議会に対してこのような資料は示していない。
議長（会長）	(4) 居宅介護支援事業者の指定等について 次に、議題「(4) 居宅介護支援事業者の指定等について」の件を議題とすることを告げ、事務局に説明を求める。
事務局	「資料4 居宅介護支援事業者の指定等について」に基づき説明をする。
議長（会長）	質疑がないか、委員に諮る。
A委員	ウエルシアという会社はホールディングカンパニーでツルハと合併したと理解している。前の課長だった時の運営協議会でも申し上げたが、公共機関である地域包括支援センターの名称に、「ぽっかぽか」や「ウエルシアハウス」など、企業名をつけてもいいものなのか。課長も変わったので、再度意見を伺いたい。
課長	昨年、前課長も問題ないと回答したと思うが、私も現在の名前で問題ないと考えている。理由は2つある。1つ目は、法令上の制限がないことである。地域包括支援センターの名称は、国や市の要綱において、民間企業名を使用してはならないといった制限は設けられていない。全国的にも委託を受けた法人名や、センターが設置されている施設名を冠としているケースは多数ある状況である。市民からすると、むしろ所在地がイメージしやすく、高齢者や家族から相談場所の問い合わせはよくあるが、ウエルシアという名前によって、気軽に立ち寄れるようなメリットもあると考えている。 理由の2つ目は、業務の中立性・公平性が担保されているということである。おそらく委員が懸念されているのはこの点かと思うが、名称に関わらず、センターの業務は法律に基づいて、当然ながら中立公正に行うことが厳格に義務付けられている。例えば、特定の企業への利益の誘導などが生じることは一切ない。市としても、定期的な報告等を通じて、適正に運営されているかどうか継続的に確認している。今後も名称を変える必要はないと考えているので、市民が相談しやすく、かつ公正な運営が確保できるよう、引き続き指導監督はしていきたいと思う。
議長（会長）	追加の質疑がないか委員に諮り、ないことを確認する。 続いて、議事全体終了の旨を述べ、委員の協力に対し謝し、議長を降りる。 円滑な議事進行に謝し、「4 その他」の件について事務局に説明を求める。

様式第3号（第10条関係）

事務局	次回の運営協議会の予定及び会議の報酬支払いについて説明をする。
課長	副会長に閉会のあいさつを求める。
副会長	挨拶をする。
課長	閉会を宣した。